

【問い合わせ先】
島根県病害虫防除所 [担当：福間・澤村]
TEL：0853-22-6772
FAX：0853-24-3342

令和4年度 病害虫発生予察情報 特殊報第1号（新病害発生情報）

令和4年7月1日
島根県病害虫防除所

ピーマンえそ斑紋病の本県での発生が確認されたので特殊報を発表します。

- 1 病害虫名 ピーマンえそ斑紋病
- 2 病原名 インパチエンスえそ斑点ウイルス
(*Impatiens necrotic spot virus* : INSV)
- 3 作物名 ピーマン
- 4 発生場所 県東部
- 5 発生経過

令和4年5月下旬、県東部の施設栽培のピーマンにおいて、葉のえそ、輪紋、茎のえそ及び萎縮を示す株が確認された（図1～4）。島根県農業技術センターで簡易検定キットによる血清診断及び RT-PCR 法による遺伝子診断を実施した結果、インパチエンスえそ斑点ウイルス (*Impatiens necrotic spot virus* : INSV) が検出され、INSVによるピーマンえそ斑紋病であることが判明した。

本ウイルスによる病害は、本県では平成28年9月にシクラメンえそ斑紋病が発生し、特殊報を発表しているが、ピーマンでの本病の発生は初めてである。国内におけるピーマンでの本病の発生は、平成14年に長野県で初めて発生が確認され、特殊報が発表されている。

6 病徴及び診断

1) 病徴

葉に退緑及び輪紋（図1）やえそ症状（図2）、茎にえそ症状（図3）、株全体の萎縮（図4）を生じる。高温期には症状が抑えられるが、感染力は変化しない。

2) 診断

本病害は、トマト黄化えそウイルス (*Tomato spotted wilt virus* : TSWV) によるピーマン黄化えそ病に酷似するため、病徴から病原ウイルスを特定することは困難である。本ウイルスは INSV に特異的なプライマーを使用した RT-PCR 法によって診断が可能である。

7 伝染経路及び宿主範囲

1) 伝染経路

本ウイルスは、ヒラズハナアザミウマ（図5）、ミカンキロアザミウマ（図6）により媒介される。両種とも幼虫が罹病植物を吸汁することで本ウイルスを獲得し、成虫になってから永續伝搬するが、経卵伝染はしない。

本病は種子伝染や土壌伝染はしないと考えられる。また汁液伝染は可能であるが、管理作業等によって伝染する可能性は低いとされている。

2) 宿主範囲

本ウイルスの宿主範囲は極めて広く、34科以上の野菜・花きで感染報告がある。

8 防除対策

- 1) 発生ほ場では、罹病株を抜き取り、ほ場外に持ち出して焼却もしくは埋没処分を行い、二次感染防止に努める。
- 2) 本ウイルスに対して登録のある薬剤はないため、媒介虫であるミカンキイロアザミウマ、ヒラズハナアザミウマの防除を徹底する。なお、薬剤防除の際は、ミカンキイロアザミウマに対しては、当害虫または、アザミウマ類に登録のある薬剤を、ヒラズハナアザミウマに対しては、アザミウマ類に登録のある薬剤をそれぞれ散布する。また、使用する薬剤は、薬剤抵抗性害虫の出現防止のため、同一系統の連用を避けるとともに、農薬使用基準を遵守する。最新の農薬登録情報は、農林水産省農薬登録情報提供システム (<https://pesticide.maff.go.jp/>) で確認する。
- 3) 施設栽培では、開口部に目合い 0.4mm 以下の防虫網を張り、施設内へのアザミウマ類の侵入を防ぐ。
- 4) 収穫後の残渣やほ場内及び周辺の雑草はアザミウマ類の生息・繁殖場所となるので、残渣処理や除草を徹底する。
- 5) 施設栽培終了後は、すべての株を抜根または地際部を切断した上で密閉して蒸し込み、アザミウマ類を死滅させる。

9 その他

疑わしい症状が発生している場合は、島根県病害虫防除所（農業技術センター 資源環境研究部 病虫科：0853-22-6772）に連絡する。



図1 葉の退緑及び輪紋



図2 葉のえそ輪紋



図3 茎のえそ斑



図4 株全体の萎縮



図5 ヒラズハナアザミウマ



図6 ミカンキイロアザミウマ